

和歌山県水土里情報活用推進協議会部会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、和歌山県水土里情報活用推進協議会規約及びその他の規定に定めるもののほか、和歌山県水土里情報システムの活用により各種施策を効率的に実施するにあたり、会員間における円滑な地図情報の運用・管理・提供・共有体制を構築するための部会を設置するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 部会設置

(設置方法及び名称)

第2条 和歌山県水土里情報活用推進協議会に部会を設置するには、部会長となる事を希望した会員が目的、必要性、部会名称、設置期間、予定する組織構成を明記した書面を事務局を通じて協議会会長に申請し承認を受けるものとする。

第3章 部会員等

(部会の会員)

第3条 部会には、和歌山県水土里情報活用推進協議会会員であれば参加することができる。

2 部会は、部会長からの要請で協議会会員が選任した担当で構成する。

(事業)

第4条 部会は、事務局を通じ会長の承認を受け次の各号に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 協議会会員に対する部会への参加依頼
- (2) 個別テーマに関する和歌山県水土里情報システムの活用に関する協議。
- (3) 部会会員間で共有情報を利用する体制、運用、管理方法の構築。
- (4) 和歌山県水土里情報活用推進協議会部会の運営に関する事。
- (5) その他部会の目的を達成するために必要な事項。

(届出)

第5条 部会長は、部会設置後、部会を運営するための要領、組織構成、窓口担当者との連絡先等を、協議会会長に届け出し承認を得なければならない。

(部会役員の定数及び選任)

第6条 部会の役員の定数及び選任については、部会の運営要領に定めるものとする。なお、部会運営に経費の支出が伴うものについては、協議会事務局に

委託するものとする。なお、会計事務委託に必要な事務局経費については、執行予算の20%程度とする。

- 2 会計の監査は、部会長が行うものとするが、その他は協議会会計処理規程に準じて事務局が実施する。

(部会設置の期間)

第7条 部会が目的を達し、成果が完結した際には、事務局を通じて部会の解散届を会長へ提出し承認を得るものとする。その場合、成果データは基本的に削除し、無断で外部へ流出させたり、第3者が自由に使用することを禁止する。ただし、部会で承認を受け協議会会長が許可した場合はこの限りでは無い。

- 2 成果データのとりまとめ完了後も常に更新する必要がある場合、部会長は部会を解散することができない。

(部会の強制解散)

第8条 協議会会長は、部会の業務が協議会会員の利益を損なうと判断した場合は、幹事会の承認を経て部会を解散させることができるものとする。

- 2 解散命令を受けた部会長は、それまでに会員から収集したデータを処分し、その旨を各会員に報告しなければならない。

第4章 部会事業の報告

(部会業務の成果)

第9条 部会長は、前年度に部会で実施した事業の成果報告を総会で行わなければならない。総会は、通常総会とし、報告はその他に分類する。

第5章 雑則

(細則)

第10条 本規定および協議会規約、その他規定に定めのない事項については部会長が、会長と相談の上別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成29年 6月29日より施行する。